

幸手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

幸手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成 26 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示
するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信
されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放
送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改
める。

第 53 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準
ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録
媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設
等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設における重要事項の
掲示方法の追加その他所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。